

平成21年度 事業計画

I. 事業方針

これまで景気変動には比較的強いと言われてきました廃棄物処理・リサイクル業界ですが100年に1度といわれる世界的な経済情勢激変の時期を迎え、1つの不祥事が企業の存亡にかかっています。

国では、1997年に行われた廃棄物処理法の改正をはじめ、引き続き行われた累次の法改正の附則に基づき、廃棄物処理法の見直しに向けた検討がなされています。

論点として、

- 排出事業者の責任強化・徹底。
- 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進。
- 廃棄物処理施設設置許可制度の整備及び最終処分場対策の整備
- 不法投棄対策の強化・徹底。などがあがっています。

また三重県では産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の生活環境の保全を図る目的とした新たな条例を制定し、平成21年4月1日から施行することとしています。

更に環境を取り巻く状況では、気候変動に伴う温暖化防止対策も大きな課題であり、京都議定書に基づく削減目標（2008年～2012年までに1990年比6%削減）達成に向けて、産業廃棄物業界も社団法人全国産業廃棄物連合会の主導のもと、独自の削減目標を掲げ鋭意取り組んでいるところです。

その他、事業者のCSR（社会的企業責任）がより鮮明化され、災害時の復興支援や環境美化活動など地域の環境保全活動への積極的な取組あるいは公益法人の認定基準の強化による社団法人の公益性事業の拡大が図られようとしています。

このような状況に対応するため、H18年度に掲げた「次期20周年への目標の5方針」を更に進化させ、平成19年度の「躍進元年」から平成21年度は昨年度に引き続き、「躍進ステップ年」としていきます。

【5方針】

- (1) 県等行政機関と連携した産廃処理施策の推進
- (2) 県民から信頼される優良事業者の育成
- (3) 電子マニフェストの導入啓発
- (4) 災害廃棄物処理対策体制の充実
- (5) 財政基盤の充実

II. 目標の設定

1. 新規会員の勧誘

平成 23 年度に会員 450 社となるよう毎年度 20 社確保する。

2. 優良事業者の育成

平成 23 年度に会員の 10%程度確保できるよう毎年度 2 %程度上積みする。

3. 電子マニフェストの普及促進

平成 20 年度に会員の 30%、22 年度には 50%の環境省の目標に可能な限り近づける。

4. 排出事業者の理事への登用等執行機関の充実

① 平成 23 年度までに全体の 1/3 程度に排出事業者を理事に登用する。

② 賛助会員、青年部会の委員への登用による委員会の活性化を図る。

III 事業内容

1. 会議

(1) 協会事業

① 総会の開催：年 2 回

20 年度決算 総会(H21.5. 15)

22 年度事業計画及び予算 総会 (H22.2~3)

② 理事会 年 4 回の開催 (4 月、7 月、10 月、1 月)

③ 三役会 (6 回/年)

④ 委員会、部会、専門部会 年数回 (随時)

⑤ 賛助会員会議 年 1 回 (1 月)

⑥ 県政及び行政懇談会

県議団 (新政みえ、自由民主党) との懇談会

三重県との懇談会

(2) 社団法人 全国産業廃棄物連合会事業

① 本部

総会、正会員会長・理事長会議、各委員会、賀詞交換会
事務局責任者会議、担当者会議

② 中部地域協議会

全体会議、専務理事会議

産廃不法投棄防止連絡協議会

2. 各委員会等の主な事業

総務委員会：理事・委員長等の選考方法の検討、協会表彰、新規会員の入会促進

適正処理委員会：電子マニフェスト研修、実務（初任者）研修会、法令等説明会

広報調査委員会：広報誌「しろちどり」発行、HPの充実、

福利厚生委員会：県外（内）先進事業所視察研修、リスクアセスメント研修

排出事業者部会：先進事業所視察、先進的環境取組事例発表会

災害廃棄物処理専門部会：協力会員の増強、災害廃棄物処理研修会

優良業者評価制度推進専門部会：評価基準説明会（研修会）、相談会

医療廃棄物専門部会：適正処理研修会

青年部会：独自事業実施

3. 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（7回／年）

新規許可：収集運搬（2）

更新許可：収集運搬（2）、処分（1）

特別管理産廃責任者：（2）

4. 広報事業

- ・会報誌「しろちどり」の発行 年間3回程度
- ・HPの充実、メール会員の拡大
- ・2009リーディング産業展（四日市ドーム:H21.11/6～7）
- ・会員証の普及

5. 先進事業所視察研修および意見交換会

県外（内）の先進事業所等の視察研修（1回／年）および意見交換会

6. 廃棄物関連相談業務

7. 災害廃棄物処理応援協定に基づく連絡体制の整備と訓練

8. 環境美化活動事業の推進

5月30日と11月27日を「環境美化啓発推進日」と定め、会員による環境美化活動の積極的な取組

9. 表彰

協会表彰規定に基づき、功労者、優良事業者、優良従事者等を表彰
(社)全国産業廃棄物連合会表彰者推薦

10. 青年部の育成

次期経営者の育成、理事および委員会等事業への積極的な参加促進

11. その他

協会事業推進のため、IT化及び5S（整理、整頓、清掃、躰、清潔）
等事務局の業務環境や研修会議室での会員等の研修環境整備を実施する。